第

6 1 7 3

号



1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2019年)平成31年 4月 4日 木曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行:税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp

## ♠ 外貨で支払う役員報酬

♀:当社では、米国人の役員にドルで給与を支払うことにしました。月額10,000ドルですが、円換算すると支給額が同額になりません。この場合は、定期同額給与にならないことになりますか?

★:定期同額給与として取り扱われます。 【解説】

法人税では、役員に対して支給する定期給与(その支給時期が1月以下の一定の期間ごとであるものをいいます)で各支給時期における支給額が同額であるものは、定期同額給与として、法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入することとなっています。

つまり、定期同額給与に該当するためには、 各支給時期における支給額が同額であること が必要になるのですが、ここでいう同額とは、 支給額を円換算した金額が同額であることま で求めるものではありません。

したがって、お尋ねの場合、毎月の給与を10,000ドル支給することとしており、毎月、そのとおりに同額(10,000ドル)の給与を支給するということですので、定期同額給与に該当することとなります。









【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】